

（法科大学院を置く大学のみ、お答えください。）

法科大学院認証評価に係る意向調査について

（質問 1）法科大学院認証評価（本評価）を希望する評価機関についてお聞かせください。

- 1 当機構への申請を予定している。
- 2 当機構以外の機関への申請を予定している。
- 3 未定

（質問 2）質問 1 において「1 当機構への申請を予定している」と御回答の場合、法科大学院認証評価（本評価）の評価実施予定年度についてお聞かせください。

- 1 平成 19 年度評価実施予定（平成 18 年度申請）
- 2 平成 20 年度評価実施予定（平成 19 年度申請）
- 3 平成 21 年度評価実施予定（平成 20 年度申請）

（質問 3）質問 1 において「2 当機構以外の機関への申請を予定している」と御回答の場合、法科大学院認証評価（本評価）の評価実施予定年度についてお聞かせください。

- 1 平成 19 年度評価実施予定（平成 18 年度申請）
- 2 平成 20 年度評価実施予定（平成 19 年度申請）
- 3 平成 21 年度評価実施予定（平成 20 年度申請）

（注）平成 16 年度設置の法科大学院については、平成 19 年度または平成 20 年度に法科大学院認証評価（本評価）を実施しなければなりません。

また、平成 17 年度設置の法科大学院については、平成 20 年度または平成 21 年度に法科大学院認証評価（本評価）を実施しなければなりません。

（質問４）平成１７年度設置の法科大学院に伺います。当機構では、法科大学院認証評価（本評価）に先立って「予備評価」を実施しますが、貴大学の予備評価の評価実施予定年度についてお聞かせください。

１ 平成１９年度評価実施予定（平成１８年度申請）

２ 予定なし

（注）予備評価とは、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために、法科大学院の開設後、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、評価を実施するものです。

このため、平成１９年度評価実施予定（１８年度申請）の予備評価は、平成１７年度設置の法科大学院に限られます。

また、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではなく、予備評価を経ずして本評価の実施を申請することを妨げられるものではありません。